森林吸収源対策の財源確保を求める意見書

我が国の森林は国土の７割を占め、国土保全、地球温暖化防止等多面的な機能を有しており、国民全体に様々な恩恵をもたらしている。これらの機能を十全に果たすためには、間伐や再造林などの森林整備を着実に実施する必要がある。

特に、地球温暖化防止については、省エネが進む我が国にとって、排出削減策の推進とともに、森林による吸収量の確保が極めて重要な役割を果たしている。

森林吸収源対策として、間伐等の森林整備と生産される木材を利用することは、京都議定書第２約束期間における我が国の目標である、2020 年度の森林吸収量△2.8％以上(2005 年度比)の確保に直接つながること、生産された木材をバイオマスエネルギーとして利用し化石燃料を代替することで、温室効果ガスの排出削減にも貢献すること、の両面の効果がある。

加えて、森林の整備を進め、木材を積極的に利用して林業を成長産業化していくことは、国土保全などの森林の公益的機能の発揮のみならず、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

以上のことから、下記の実現を強く要請する。

記

１　森林整備や木材利用などの森林吸収源対策は、地球温暖化対策の重要な柱であるとともに、地方創生にも大きく貢献することから、その安定した財源の充実・強化のための制度を速やかに構築すること。

２　上記の安定した財源が確保されるまでの間の財政面での対応等として、27 年度補正予算及び 28 年度当初予算において、森林整備・木材利用等の推進のための予算を十分に確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成２７年１２月１８日

宮崎県西都市議会